

沖縄県地域公共交通計画アップデート等調査検討委託業務(R7) に関する公募型プロポーザル実施要領

1 委託業務の内容

詳細は、「沖縄県地域公共交通計画アップデート等調査検討委託業務(R7) 仕様書」に記載。

2 参加事業者の応募要件

次に挙げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 沖縄本島内の公共交通の現状及び公共交通計画全般に精通しており、過去5年間に公共交通計画に係る同種の調査等を受託し、実施したことがあること。
(各市町村で策定している地域公共交通計画の策定支援等も可能とする)

- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(注) 地方自治法施行令第167条の4第1項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号いずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者

- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

- (4) 沖縄県暴力団排除条例(平成23年条例第35号)第2条第2号に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと。

- (5) 県税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

- (6) 加入義務のある社会保険(労働保険、健康保険及び厚生年金保険)に加入し、保険料の滞納がないこと。

- (7) 労働関連法令を遵守していること。

- (8) 応募は共同企業体でも可とするが、この場合は代表する事業者が応募を行い、代表する事業者は上記全て、その他構成員は上記(2)～(7)の要件を満たすこと。

3 企画提案書等の提出

(1) 本業務に関する質問の受付期間、提出場所、提出方法及び回答方法

ア 受付期間

令和7年4月25日(金)～令和7年5月7日(水) 12時

イ 提出場所

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁7階
沖縄県企画部交通政策課 公共交通推進室 担当:大城
電話 098-866-2045 FAX 098-866-2448

ウ 提出方法

質問票(様式1)を、持参、郵送(到着確認が可能な手段に限る)又はFAXにより提出(FAXの場合は、必ず担当者に電話で着信を確認すること。)

エ 回答方法

令和7年5月9日(金)までに交通政策課ホームページにて回答する。

(2) 応募申込書・企画提案書の受付期間、提出場所及び提出方法

ア 受付期間

令和7年4月28日(月)～令和7年5月12日(月) 12時

イ 提出場所

上記(1)イと同じ

ウ 提出方法

応募申込書及び企画提案書を持参又は郵送(到着確認が可能な手段に限る)により提出

4 審査・選定方法について

(1) 第1次審査(応募要件の確認)

ア 事務局が当該要領の応募要件に基づき確認を行い、応募要件を満たした場合、選定委員会において第2次審査を実施する。

イ 結果は、企画提案者全員にすみやかに通知する。

(2) 第2次審査(ヒアリング又は書面審査の実施)

ア 実施場所

沖縄県庁内会議室

イ 実施予定期間

令和7年5月16日(金)午後を予定

注)実施日、時刻、詳細な場所、留意事項等は別途連絡する。

注)但し、応募状況等により、書面審査のみ実施する場合もある。

ウ 出席者

配置予定の管理技術者及び担当技術者の中から3名以内。

エ その他

ヒアリング時等の追加資料は受理しない。

ヒアリングにおいては、提出した企画提案書を基本に説明することとし、パソコンやプロジェクター等の機器の使用は認めない。

【特記事項】

提案者が、次の①、②のいずれかに該当する場合、同委員会での審査結果に加点を行う。

①「沖縄県所得向上応援企業認証制度」認証企業である場合

② 国の「パートナーシップ構築宣言」宣言企業である場合

(3) 優先交渉者の選定

ア 優先交渉者の選定方法

沖縄県公共交通計画アップデート等調査検討委託業務(R7)選定委員会(以下、「委員会」という。)による審査を経て、選定された企画提案書の企画提案者を優先交渉者として選定する。

イ 委員会における評価基準

別紙1「企画提案書等評価基準」による。

ウ 結果の通知

結果は、ヒアリング等対象者全員にすみやかに通知する。

エ 契約の締結

委員会で選定された優先交渉者と契約に向けた協議を行い、契約締結する。

但し、優先交渉者との協議が整わない場合は、委員会における評価順位(ポイント)が次点の者と交渉を行う。

6 その他

(1) 契約書作成の要否 要

(2) 契約手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。

(3) 各期間の事務取扱については、沖縄県の休日を定める条例(平成 3 年沖縄県条例第15条)第1条に定める県の休日を除き、時間帯は9:00～17:00とする。

(4) 企画提案書の作成等に係る費用は、応募者の負担とする。

(5) 提出した企画提案書及び関係資料は返却しない。

(6) 提出された企画提案書等については公表しない。

(7) 契約に関する留意事項

ア 選定された事業者と随意契約による本業務委託に係る契約締結の手続を行う。そのため、改めて仕様書を作成し、見積書の提出を求める。

イ 契約の締結にあたり作成する仕様書は、選定された企画提案書を尊重することを原則とするが、その内容に限定されず変更もあり得るものとする。

ウ 企画提案書の選定後に、提案内容を適切に反映した仕様書作成のために業務の具体的な実施方法について提案を求めることがある。

企画提案書等評価基準

評価項目	評価の視点	評価点
1 業務目的等の理解度	業務の目的や方向性を的確に捉えているか。	5
2 業務の遂行体制及び事業計画の的確性	業務を円滑かつ誠実に遂行できる組織体制及び業務計画であるか。	5
3 企画提案内容	①アップデートに関する情報提供、調査検討等 市町村が自ら「持続可能な公共交通」を実現していけるような情報(最新技術や国などの支援制度等)が提供されているか。 また、モビリティデータ活用の検討のための具体的手法や手順等が提供されているか、その的確性や具体性が高い場合に優位に評価する。	15
	②各圏域の公共交通ネットワークイメージの具体化にむけた調査検討 令和6年度の会議を通して整理した課題を踏まえ、どのように県民等の移動利便性を向上させ利用者の増加に繋げていくのか、その的確性や具体性が高い場合に優位に評価する。	15
	③検討会の運営支援等 広域的な公共交通の充実に向けて、実現可能な具体策が提案できるよう市町村間や交通事業者との協働による広域連携のメリットやビジョンの共有を図る工夫等が提案されているか、その的確性や具体性が高い場合に優位に評価する。	10
評価合計点		50